

1. 件名：試験研究炉施設を対象とした重要度評価手法の整備に関する面談

2. 日時：令和5年7月20日（木）15：30～16：30

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、平野主任監視指導官、福永原子力運転検査官

原子力規制部 検査グループ 検査監督総括課 米林上席検査監視官、笠川室長補佐

東海・大洗原子力規制事務所 水野事務所長、松田原子力運転検査官

川崎原子力規制事務所 平田事務所長

熊取原子力規制事務所 大東事務所長、篠川副所長、内海原子力運転検査官、

横山技術参与

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 課長 他25名

（株）日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長

東芝エネルギーシステムズ（株） 原子炉技術担当部長 他2名

（国）東京大学 原子力本部 助教 他1名

（学）東京都市大学 原子力研究所 施設管理室長 他1名

（学）立教学院 立教大学原子力研究所 所長 他1名

（学）近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者

（国）京都大学 安全管理本部長 他2名

5. 要旨

（1）原子力規制庁から試験研究炉の重要度評価手法の整備について、資料1に基づき、今後の進め方の方針を説明し、当該方針についての意見の提出を依頼した。また、重要度評価手法の整備にあたって、設置変更許可において、事故評価のイベントツリーが記載されている高速実験炉「常陽」について、多量の放射性物質等を放出する事故（以下「B-DBA」という。）の起因事象や起因事象発生後の緩和設備等に関する情報提供を、設置者である日本原子力研究開発機構に依頼した。

（2）説明について、主に以下の質疑応答があった。

- ・設置者等により、高温工学試験研究炉（HTTR）については、設置変更許可の審査において、イベントツリーを用いた評価を実施していないため、高速実験炉「常陽」と同様に評価することは適切ではないとの意見があり、原子力規制庁から、御意見を踏ま

え、検討する旨回答した。

- ・設置者等により、JRR-3及び京都大学研究用原子炉（KUR）のB-DBAについては、決定論的にB-DBAを起こすために影響が大きい機器を機能喪失させているため、高速実験炉「常陽」のようなB-DBAの起回事象や起回事象発生後の緩和設備等は体系的に整理していない状況にあるとの意見があり、原子力規制庁から、御意見を踏まえ、検討する旨回答した。
- ・設置者等により、B-DBAの起回事象や起回事象発生後の緩和設備等に関する情報を全ての試験研究炉の検査指摘事項の重要度評価に活用していることを検討するののかとの質問があった。これに対し、原子力規制庁から、B-DBAに関連する検査指摘事項は、重要度評価・規制措置会合で評価する必要があると考えており、これらが体系的に整理されている施設については、その情報を評価に用いていくことを考えている旨回答した。

- (3) 原子力規制庁から、今後の進め方に関して、提供された情報を基に初期境界評価の案を作成し、それに基づき、事例検討会等の場を活用して意見交換を行っていきたい旨説明した。

6. 配布資料

- ・資料1：試験研究用等原子炉施設の重要度評価の進め方について